

入札説明書（谷山林道維持修繕業務）

東京神奈川森林管理署の令和 7 年度谷山林道維持修繕業務に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日：令和 7 年 7 月 23 日

2 契約担当官等

(1) 入札執行官

分任支出負担行為担当官 東京神奈川森林管理署長 金子 直樹

(2) 契約担当官

分任支出負担行為担当官 東京神奈川森林管理署長 金子 直樹

3 業務概要

(1) 入札番号 1

(2) 業 務 名 谷山林道維持修繕業務

(3) 業務場所 神奈川県相模原市緑区寸沢嵐 谷山国有林ほか

(4) 業務内容 除草工 1.7km（詳細は別途示す仕様書等による。）

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 31 日まで

4 入札の方法

本件の入札は、電子調達システムにより行います。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができます。

5 競争参加資格

本業務の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

また、予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 07・08・09 年度全省庁統一の一般競争参加資格の「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示に基づき A、B、C 又は D 等級に格付けされている者であること。ただし、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 1 項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づき A、B、C 又は D 等級に格付けされる者であること。

(3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員のすべてが全省庁統一資格を有するとともに、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体企業として入札を行わない共同事業体であること。また、共同事業体の等級は代表者となる構成員の等級によることから、当該代表者の等級がこの公告に係る入札の競争参加資格として示された等級と合致すること。

(4) 令和 07・08・09 年度全省庁統一の一般競争参加資格の競争参加を希望する地域において、「関

東・甲信越又は東海・北陸」を選択している者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 平成 22 年 4 月 1 日以降に完了した本業務又は本業務と同種の事業である「造林（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐Ⅱ類、保育間伐、本数調整伐、衛生伐（伐倒駆除）、素材生産（伐採系の森林整備を含む。）等）」を実施した実績を有すること。ただし、この公告日の属する年度の前年度及び前々年度の 2 年度間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成 20 年 3 月 31 日付 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）による事業成績評定を受けたことがある場合においては、入札しようとする者の 2 年度間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であること。
- 共同事業体の場合は、当該共同事業体として受けた事業成績評定の他に、構成員がそれぞれ個別に受けた事業成績評定についても含めること。
- (7) 本業務に配置を予定する現場代理人にあつては、入札参加者が直接雇用する者であるとともに、本業務又は本業務と同種の事業である「造林（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐Ⅱ類、保育間伐、本数調整伐、衛生伐（伐倒駆除）、素材生産（伐採系の森林整備を含む。）等）」に 3 年以上にわたり従事しており、本業務の適正な実施が見込める者であること。
- (8) 本業務において、刈払機を使用する作業に当たっては、刈払機取扱作業者に対する安全教育修了者を配置できること。
- (9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（令和 2 年 12 月 25 日付け 2 林政政第 487 号林野庁長官通達）、「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（令和 2 年 12 月 25 日付け 2 林政政第 487 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）若しくは森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）等に基づき設立された法人等であつて、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (11) 以下に定める届出をしている事業者（届出の義務がない者を除く。）であること。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

- (12) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は

林野庁ホームページに掲載

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び確認資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

5(2) から(4) に掲げる全省庁統一の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、5(1) 及び(5) から(12) までに掲げる事項を満たしているときは、入札の時ににおいて 5(2) から(4) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本競争に参加するためには、入札締め切りの時まで 5(2) から(4) に掲げる事項を満たしていることを支出負担行為担当官等に示さなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

入札公告 3 の(2) のアと同じ。

イ 紙入札方式により参加する場合

入札公告 3 の(2) のイと同じ。

(3) 提出期間

入札公告 3(3) と同じ。

- (4) 競争参加資格確認申請書は造林・素材生産請負事業の様式を使用し、別紙様式 1 により作成のうえ、必要な書類を添えて提出すること。

なお、競争参加資格確認申請書の様式については、関東森林管理局ホームページの「入札における競争参加資格確認申請書の様式」<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinsei-yosiki.html> からダウンロードすることができる。

- (5) 確認資料は、次に従い作成すること。

ただし、エの同種業務の実績、オの配置予定の現場代理人の同種業務の経験については、業務等が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

ア 全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しを提出すること。

イ 上記 5(2) のただし書きの適用を受けようとする者は、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく都道府県知事の認定書の写しを提出すること。

ウ 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員が分かる協定書等を提出すること。

エ 同種業務の実績

5(6) に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を別紙様式 2 に記載すること。なお、都道府県等の民有林補助事業を活用し実施した個人所有の山林に関する同種の業務等についても、実績として評価することとする。発注機関名欄には「自己山林」「個人からの受注」等と記載し、契約金額欄には、契約書に基づく契約金額又は都道府県等の民有林補助事業における標準単価などにより算定した補助対象経費の金額を記載すること。

また、本公告日の属する年度の前年度及び前々年度の 2 年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成 20 年 3 月 31 日付 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）による事業成績評定を受けたことがある場合においては、入札しようとする者の 2 年度間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であることを証明するすべての事業成績評定通知書の写しを、別紙様式 3 に添付すること。

オ 配置予定の現場代理人の同種業務の経験

5(7) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の現場代理人の会社名、同種業務の経験等を別紙様式 4 に記載すること。なお、同種の業務の現場代理人等(技術を有する請負契約者

本人が現場に常駐して運営する場合を含む。)として、年間少なくとも1回以上従事し、かつ3年以上にわたり従事していることが判断できるよう様式に明記すること。ただし、現場代理人等には毎年従事している必要はなく、また、従事期間は連続する3年である必要はないものとする。

別紙様式4に記載する配置予定の現場代理人が、本公告日の属する年度の前年度及び前々年度の2年度間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」(平成20年3月31日付19林国業第244号林野庁長官通知)による事業成績評定を受けたことがある場合においては、当該事業評定の点数が65点以上である者であることを証明する事業成績評定通知書の写しを添付すること。なお、配置される現場代理人は、監督職員の指示等に従い業務実行箇所の運営、取締り、その他業務の実施に関する事項の処理を行う者であり、事業現場に常駐することとされている。このため、入札に参加する者は、業務内容に相応した配置予定の現場代理人を特定する場合は当該候補者を記載するものとし、特定できない場合は、複数の候補者を記載することができるものとする。

また、業務実行箇所が同一の流域内にある等、複数の業務箇所が近接しており連絡・移動が速やかに行える等、複数箇所の現場を一の現場として扱うことが合理的と考えられる場合は、分任支出負担行為担当官と請負者が協議の上、当該複数箇所を一の業務現場として取り扱うことができる場合がある。

カ 配置予定の技能者

配置予定の技能者の資格等を別紙様式5-1及び5-2に技能者別に記載すること。なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。

キ 契約書等の写し

エの同種業務の実績、オの配置予定の現場代理人の同種業務の経験については、実績として記載した業務等に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等の記載事項では同種業務であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該業務等の内容(同種業務の実績及び現場代理人等の経験)が証明できる書類を添付すること。都道府県等の民有林補助事業を活用した自己所有山林での造林、素材生産の実績については、補助金交付決定通知書等の写しを用いて示すことができるものとする。また、個人からの受注による山林の手入れ等の実績を示すものとしては、契約書の他、当該業務にかかる補助金交付決定通知書等の写しを用いて示すことができるものとする。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

ク 社会保険等の加入状況

上記5(11)に掲げる、配置予定の従業員(現場代理人及び作業員)の健康保険、年金保険及び雇用保険の加入状況について別紙様式6に記載すること。

また、保険加入状況を証明する資料を添付すること。なお、証明書類において被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを添付すること。

ケ 本公告日の属する年度において東京神奈川森林管理署の発注物件に係る入札で提出した添付書類を活用して、添付書類を省略する場合は、既参加の入札で提出していることを「競争参加資格確認申請書(別紙様式1)」の「提出書類一覧」に明記すること。

ただし、添付書類を提出した入札において、競争参加資格なしとなった場合については、当該添付書類を活用することはできない。

コ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況

当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け チェックシート」に記入すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

(6) 申請書及び確認資料作成のための説明会

申請書及び確認資料作成のための説明会については、原則として実施しない。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和 7 年 8 月 8 日までに通知する。（電子調達システムで参加する場合は、電子調達システムにより、紙入札方式で参加する場合は、電子メールにより通知する）。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止を受けた場合、当該者は競争参加資格がないものとする。

(9) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(10) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官等は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の現場代理人に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

7 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限： 令和 7 年 8 月 20 日

（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）16 時まで。（12 時から 13 時までを除く。）

なお、郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに到着したもののみ有効とする。

イ 提出場所： 6 の(2)の受付場所と同じ。

ウ 提出方法： 書面は、原則として電子メールで PDF ファイル形式により提出するものとする。

(2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和 7 年 8 月 29 日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

ア 受領期間： 令和 7 年 7 月 24 日から令和 7 年 8 月 21 日まで。（土日及び休日を除く。）

イ 提出場所： 6 の(2)のイの受付場所と同じ。

ウ 提出方法： 書面は、原則として電子メールで PDF ファイル形式により提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面により作成し次のとおり閲覧に供する。

ア 期間： 令和 7 年 8 月 25 日から令和 7 年 8 月 31 日までの土日及び休日を除く毎日、9 時 00 分から 16 時 00 分まで。

イ 場所： 6 の(2)のイの受付場所と同じ。

なお、東京神奈川森林管理署ホームページ「公売・入札情報＞公売・入札物件のご案内（入札一覧）＞入札説明書等に対する質問書及び回答」にて閲覧することもできる。

9 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札執行の場所

入札公告 5 の(1)と同じ。

(2) 入札の日時等

ア 電子調達システムにより参加する場合
入札公告 5 の(2)のアと同じ。

イ 紙入札方式により参加する場合
入札公告 5 の(2)のイと同じ。

(3) 開札の日時

入札公告 5(3)と同じ。

10 入札方法等

(1) 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れて紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名を記載し「9月3日開札（谷山林道維持修繕業務）の入札書在中」と朱書すること。また、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒には直接に提出する場合と同様に商号等を朱書し、外封筒には「9月3日開札（谷山林道維持修繕業務）の入札書在中」と朱書して提出すること。電送による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 業務費内訳書の提出

個々の入札物件の第1回目の入札に際し、入札参加者は業務費内訳書を提出すること。業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作業種別数量、単価、金額等が記載されたものとする。

(4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(5) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(6) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(7) その他、関東森林管理局等競争契約入札心得による。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除する。
- (2) 契約保証金：免除する。

12 開札

開札は、競争参加者又はその代理人が立ち会い、行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

13 入札の辞退

(1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当職員に直接提出して行う。

14 入札の無効

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び確認資料に虚偽の記載をし

た者が行った入札並びに別途示す入札閲覧書類及び関東森林管理局署等競争契約入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて5に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

15 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、16に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (3) 落札者が森林管理局長（契約担当官）等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

16 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、この調査に協力すべきものとする。この調査期間に伴う当該契約の履行期間の延期は行わない。

17 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく別途示す契約書（案）により、契約を取りかわすものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

18 支払条件

前金払等の支払条件は別途示す契約書（案）によるものとする。

19 関連情報を入手するための照会窓口

6の(2)の受付場所と同じ。

20 成績評定の実施

請負契約の金額が、500万円以上の業務については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付林国業第244号林野庁長官通知）」に基づき成績評定を実施するものとする。

なお、受注者が事業実行中、技術改革等に関する取組みを実施した場合、様式5-①「技術改革等に関する取組みの実施状況」を提出することができる。この場合、具体的な内容の説明資料として写真等を添付すること。

21 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、6(1)の確認資料に記載した配置予定の現場代理人及び技能者を本業務に配置すること。
- (4) 入札公告に係る発注案件の事業に適用される請負契約約款、入札心得については、6の(2)の受付場所において受領すること。又は関東森林管理局ホームページの「各種約款等」<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>からダウンロードすること。
- (5) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署（支署）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。